平成２３年（フ）第３０１６号
札幌市北区新琴似12条11丁目３番17号　コーポ加藤３号
債務者　竹原　雪絵（旧姓高畠）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３２号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目４番38号　メゾフォルテアタカ105号
債務者　千葉　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０９号
神奈川県小田原市風祭241番地の５　秋山アパート
債務者　渡邊千榮子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３７号
神奈川県厚木市林２丁目24番22号　第三葉山コーポ106
債務者　西河　　敏
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３８号
神奈川県厚木市林２丁目24番22号　第三葉山コーポ106
債務者　西河　由美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６４４号
神奈川県平塚市西真土４丁目14番33号
債務者　原田千恵子（旧姓石山）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６４８号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―24―407
債務者　藤原　真澄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６６９号
神奈川県厚木市下川入244番地３　ベルドミール６　Ａ―101
債務者　谷口　正臣
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６７８号
神奈川県厚木市関口39番地３
債務者　橋元　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８１号
神奈川県平塚市中原１丁目13番26―101号　ウエストパークＳ
債務者　仲野さおり
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１２１号
岐阜県恵那市長島町久須見1313番地９
債務者　飯田　りえ
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１５２号
岐阜県多治見市滝呂町17丁目19番地の３
債務者　中林　里奈
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１６０号
岐阜県多治見市笠原町2455番地の199
債務者　鶴田　昌大
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１６１号
岐阜県多治見市松坂町４丁目８番地の126
債務者　楠野　加織
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１６２号
岐阜県多治見市松坂町４丁目８番地の126
債務者　楠野くに子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第８１号
北海道芦別市上芦別町105番地の445
債務者　二階堂謙次
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
北海道空知郡奈井江町字茶志内美唄3905番地３
債務者　若山　　敦
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
北海道砂川市三砂町22番地２　Ｃ号棟42号
債務者　及川　　徹
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係